

# 公共施設等運営権に係る財務会計上 の取扱いについて

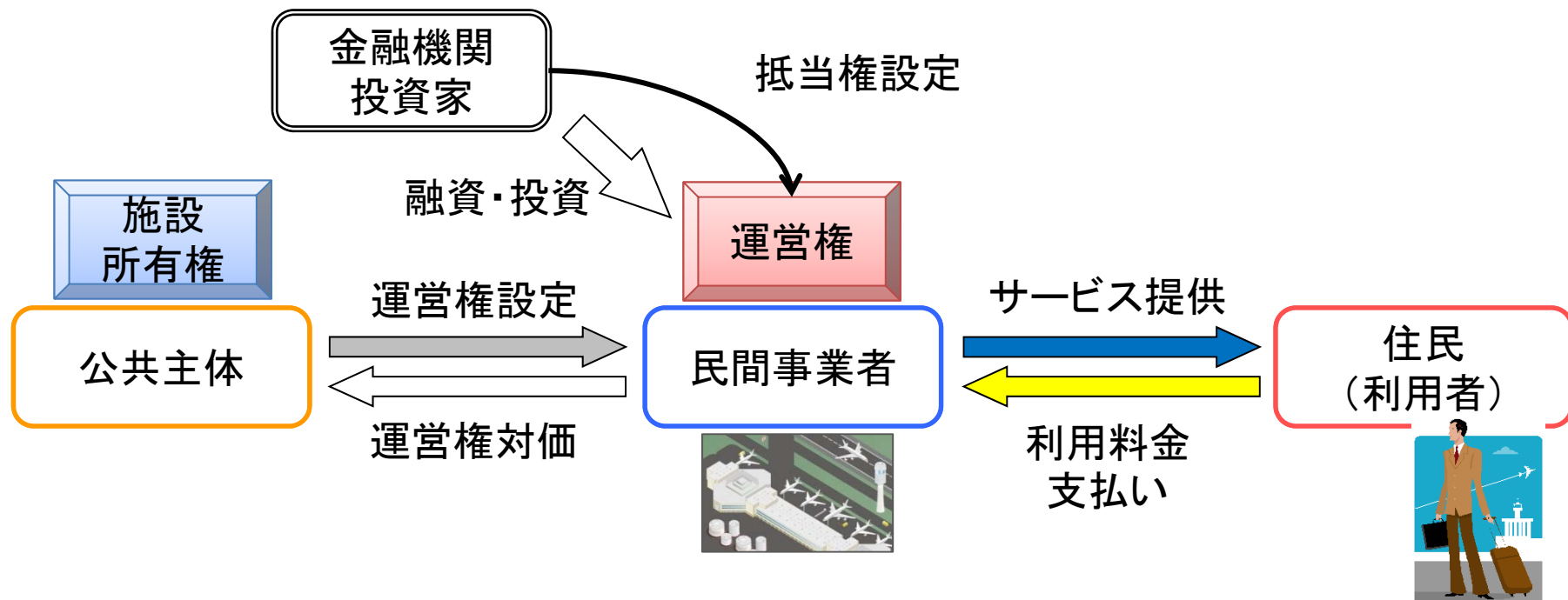
平成27年7月



内閣府 民間資金等活用事業推進室

# コンセッション方式(公共施設等運営権方式)①

- ・利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。  
(平成23年PFI法改正により導入)
- ・公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供。



## コンセッション方式(公共施設等運営権方式)②

### 公共施設等運営権

管理者等が有する施設所有権のうち、公共施設等を運営して利用料金を収受する(収益を得る)権利を切り出したもの

### 公共施設等運営事業

#### ①公的主体が所有権を有している施設であり、

- ・既存施設のみでなく、新設して公的主体に所有権を移転する場合も該当
- ・施設の敷地の所有権まで有する必要はない

#### ②利用料金を徴収する施設について、

- ・独立採算型等であることが必要

#### ③運営等を行い、利用料金を自らの収入として収受する事業

- ・施設を運営・維持管理することは含まれるが、建設は含まれない
- ・施設を新設する場合には、通常のPFI事業で民間事業者が建設を行った後に、当該事業者運営権を設定することが想定

# コンセッション方式の検討が進む分野/事業

## 空港

### 関西国際空港・大阪国際空港

- 平成27年度末までの事業開始に向け、平成26年7月に実施方針を公表。平成27年6月に第1次審査結果を公表。



【関西国際空港】



【大阪国際空港】

### 仙台空港

- 平成27年度末までの事業開始に向け、平成26年4月に実施方針、6月に募集要項等を公表。

## 水道

### 厚生労働省

- 平成26年3月に「水道事業における官民連携に関する手引き」を策定。

### 大阪市水道局

- 水道事業へのコンセッション導入に向け、平成26年11月に実施方針案を公表。

## 下水道

### 国土交通省

- 平成26年3月に「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」を策定。

### 浜松市下水道

- 下水道事業へのコンセッション導入に向け、平成27年6月に実施方針素案を公表。

## 道路

### 愛知県道路公社

- 有料道路事業へのコンセッション導入に向けて、平成27年の通常国会において特区法が改正された。

# 公共施設等運営権に係る財務会計上の取扱いに関する整理の必要性

## 財務会計上の取扱いに関する整理の必要性

平成23年のPFI法改正により創設された公共施設等運営権制度は、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」等の位置づけを踏まえ、空港、水道等の分野で取組が進んでおり、現在のスケジュールを前提とすると、先行する事業では平成27年度末までに事業移管がなされ、運営権者による事業運営が開始される見込みである。

『「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦-』（平成26年6月24日閣議決定）においても、運営権方式を活用する場合における事業環境を整備するために「更新投資の償却や税金などの費用処理について実務的な観点から整理を行う」とされており、法人税法上の整理に関しては、昨年秋に「民活空港運営法に基づく公共施設等運営権実施契約により実施される更新投資の法人税法上の取扱いについて（照会）」が公表され、大阪市水道特定運営事業の更新投資に関する法人税法上の取扱いについても平成27年3月に国税庁の見解が示された。

このような状況の中で、公共施設等運営権に係る会計処理方法に関するPT研究報告（中間とりまとめ）（平成25年9月6日公表）においても、「今後…（中略）…、必要に応じて、企業会計基準委員会に検討を要請することが考えられる。」とされているところ、公共施設等運営権に係る財務会計上の取扱いを整理する必要性は高まってきていると考えられる。

## 論点として考えられるもの

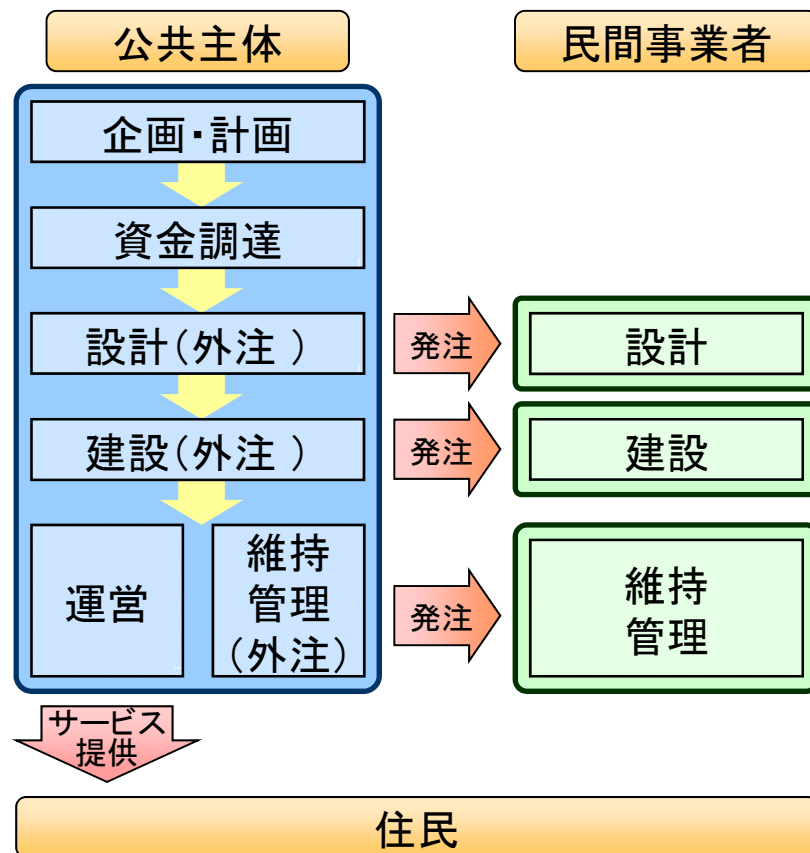
1. 公共施設等運営権の取得及び運営期間中の費用認識について（減損を含む）
2. 公共施設等運営権対価の算定
3. プロフィットシェアリング条項等が付された場合の取扱い
4. 更新投資の取扱い等

# (参考資料)

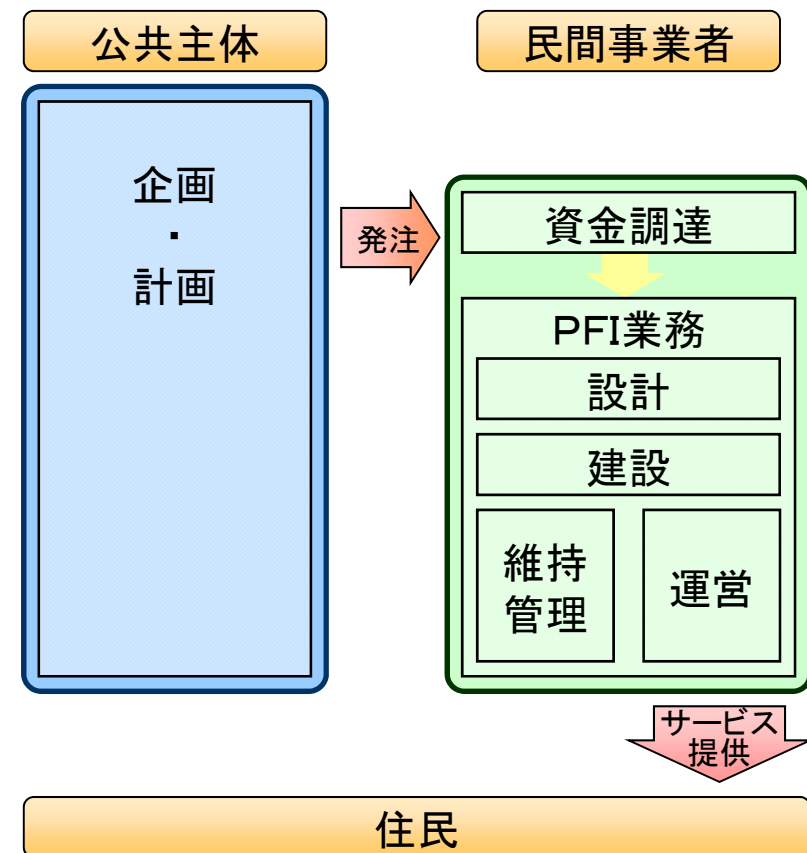
# PFI(Private Finance Initiative)とは

- 公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法。
- PFI法(平成11年施行)に基づき実施。

## 従来型公共事業



## PFI事業



# PFI法の概要

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号))

## 目的(第1条)

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与する

## 対象施設(公共施設等)(第2条)

- 公共施設(道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園等)
- 公用施設(庁舎、宿舍等)
- 賃貸住宅及び公益的施設(教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、駐車場等)
- 情報通信施設、熱供給施設、研究施設等
- 船舶、航空機、人工衛星等

## 公共施設等の管理者等(第2条)

- 各省各庁の長(衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長含む)
- 地方公共団体の長
- 独立行政法人、特殊法人その他の公共法人

## 基本方針(第4条)

特定事業の実施に関する基本的な方針(閣議決定)

## 株式会社民間資金等活用事業推進機構(第31条～第67条)

利用料金を自らの収入として徴収する公共施設等の整備等に対して出融資等を実施

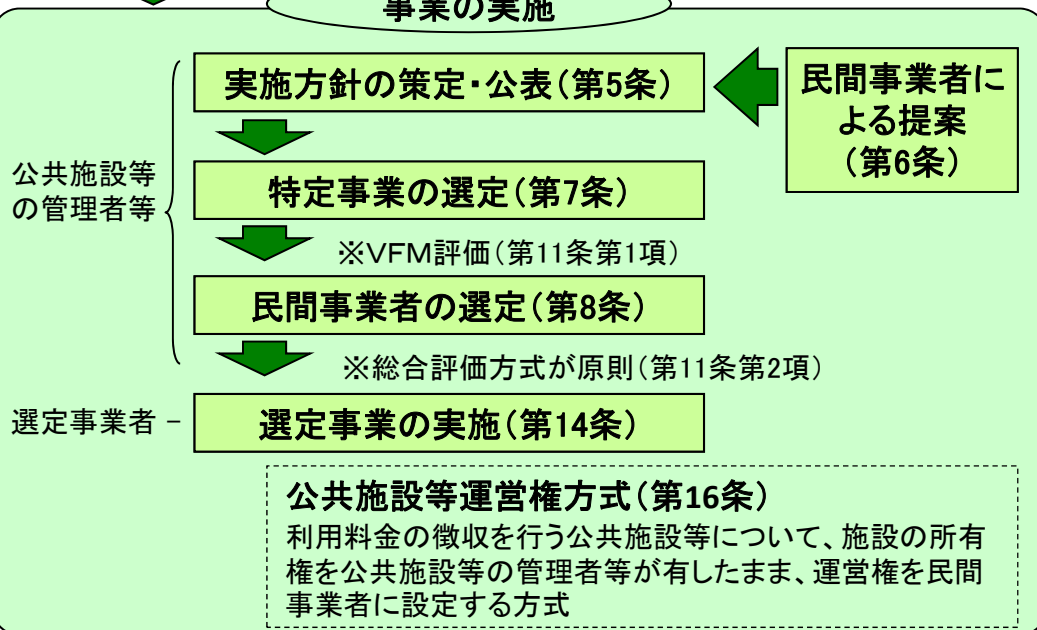
## PFI推進会議(第81条)

会長:内閣総理大臣 委員:国務大臣  
基本方針の案の作成、関係行政機関相互の調整

## PFI推進委員会(第83条)

委員:学識経験者から内閣総理大臣が任命(9名)  
基本方針の審議、PFIの実施状況の調査審議

## 事業の実施



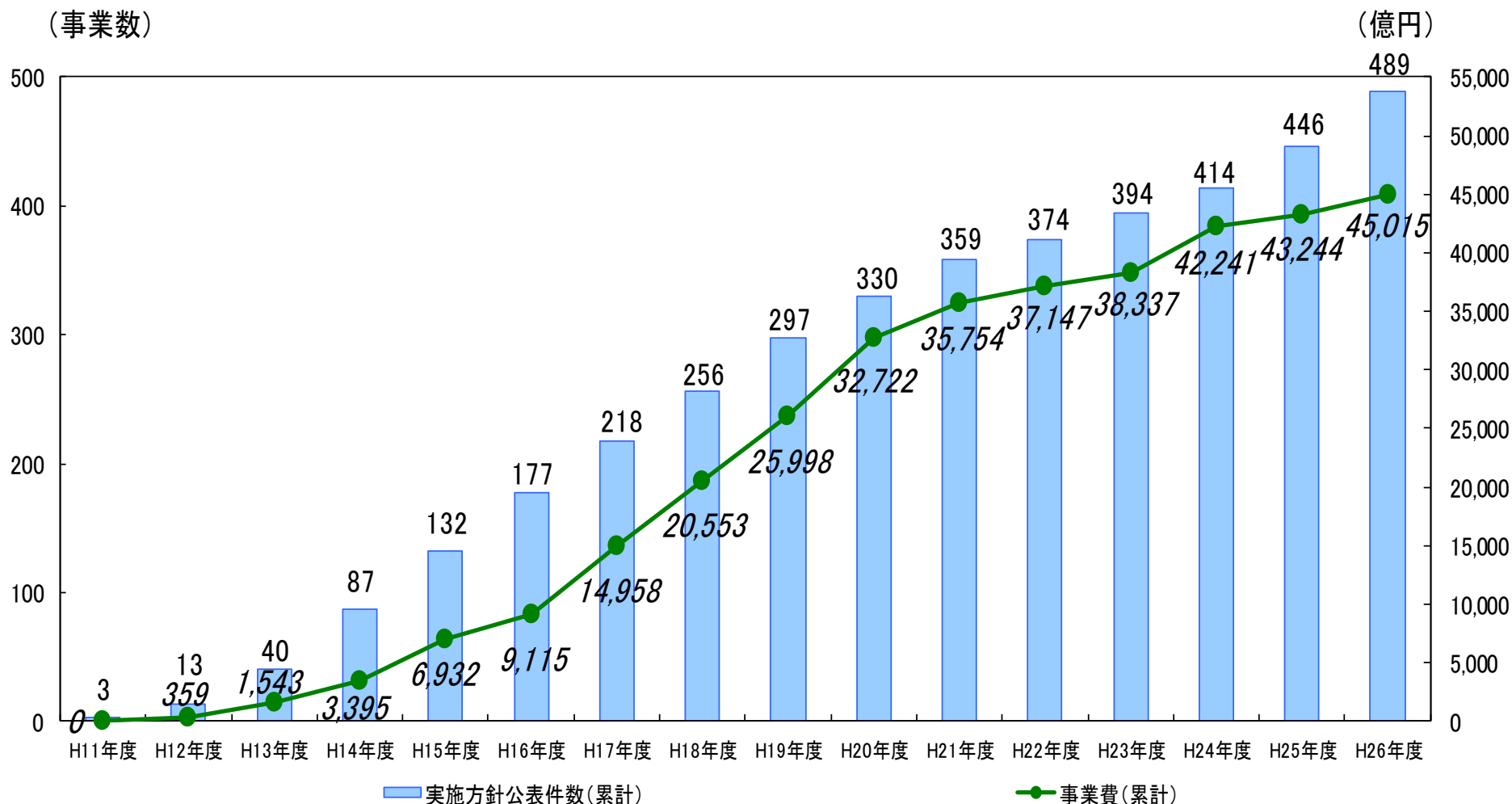
## 支援措置等

- 国の債務負担5年→30年(第68条)
- 行政財産の貸付け(第69条、第70条)  
PFI事業に供するため、国・地方の行政財産(土地・建物等)の貸付けが可能。
- 国公有財産の無償使用等(第71条)  
PFI事業に供するため、国公有財産の無償・低廉な対価での使用が可能。



# PFI事業の実施状況

## 事業数及び事業費の推移(累計) (平成27年3月31日現在)



- (注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握している事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。
- (注2) 事業費は、実施方針を公表した事業のうち、事業者選定により公共負担額が決定した事業の当初契約金額であり、内閣府調査において把握しているものの合計額。
- (注3) グラフ中の事業費は、億円単位未満を四捨五入した数値。

# PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン

## ◆平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定

民間と地域の双方にとって魅力的なPPP/PFI事業として、今後10年間(平成25～34年)で12兆円規模に及ぶ下記の類型による事業を重点的に推進することとし、目指す類型ごとの事業規模及びその推進のための具体的取組は、下記のとおり。

### (1) 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業 : 2～3兆円

- 空港、上下水道事業における運営権制度の積極的導入 等

### (2) 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等 : 3～4兆円

- 高速道路(特に大規模改修が必要な首都高)など、公共施設の維持・更新にPPP的手法の導入検討 等

### (3) 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業 : 2兆円

- 民間提案に係るガイドラインの発出や提案窓口の整備 等

### (4) その他の事業類型 : 3兆円

- 維持管理・更新等における業績連動の導入、複数施設の改修や維持管理等の包括的契約 等

10～12  
兆円<sup>※</sup>

※事業規模目標については、民間の提案、イニシアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有するべきものとして設定したものである。

# 集中強化期間の取組方針

## ◆平成26年6月16日民間資金等活用事業推進会議決定

「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の取組を加速化し、地域における事業機会の創出や効率的なインフラ運営、サービスの向上、さらには、民間投資の喚起による経済成長を実現するため、公共施設等運営権方式について、集中強化期間・重点分野・数値目標を設定し、アクションプランの事業規模目標(10年間で2～3兆円)を前倒しし、政府一体となって取り組む。

### ○重点分野及び数値目標

集中強化期間

向こう3年間(平成26年度から28年度)

重点分野

空港、水道、下水道、道路

数値目標

(1)事業規模目標 : 2～3兆円 (今後10年間の目標を前倒し)  
(2)事業件数目標 : 空港6件 水道6件 下水道6件 道路1件

### ○重点的な取組

#### 【事業環境の整備等】

- ・ 関空・伊丹空港及び仙台空港に係る公共施設等運営権の設定による事業の着実な実施
- ・ 公務員出向等に関する法的根拠の整理等を進め、必要に応じ所要の措置の実施
- ・ 地方道路公社の有料道路事業における公共施設等運営権方式の導入に向けた法制上の措置 等

#### 【地域への支援等】

- ・ 地方公共団体への働きかけ等による制度趣旨の理解や事業推進に向けた機運の醸成
- ・ 地域企業のノウハウ習得や地域人材の育成に向けた、地域プラットフォームの形成促進
- ・ 事業遂行力向上のための地方公共団体間ネットワークの創出 等

※ 事業規模目標は、民間の提案、イニシアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有するべきものとして設定。

※ 事業件数目標は、地方公共団体が事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象とすることとし、①集中強化期間に実施契約を締結する予定の案件、②実施方針公表段階となる予定の案件のほか、③事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件を対象。

# 「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）（抜粋）①

## 第二 3つのアクションプラン

### 一. 日本産業再興プラン

#### 5. 立地競争力の更なる強化

5-1. 「国家戦略特区」の実現/公共施設等運営権等の民間開放（PPP/PFIの活用拡大）、空港・港湾など産業インフラの整備/都市の競争力の向上

#### (3) 新たに講ずべき具体的施策

立地競争力の強化に向けた施策の中心をなす国家戦略特区については、これまでの取組により基本的な制度整備を了し、今後はいよいよ各特区における事業の実現化段階に入る。PPP/PFIについては、一層の活用促進を進めるために、集中強化期間における目標の設定や課題解消を行うなど、本格的な取組に着手する。

#### (iii) PPP/PFIの活用

公共施設等運営権方式については、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらす観点から、「取組方針」に基づき、2016年度末までの3年間で集中強化期間と位置づけるとともに以下の取組を行い、その進捗をフォローアップする。

#### ① 集中強化期間における重点分野、件数等の数値目標の明示

・集中強化期間における公共施設等運営権方式を活用したPFI事業の案件数について、重点分野毎の数値目標（空港6件、上水道6件、下水道6件、道路1件）を設定する。また、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業について2022年までの10年間で2～3兆円としている目標を集中強化期間に前倒しする。

# 「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）（抜粋）②

## ②事業環境整備等

- ・運営権者への公務員の派遣等について、仙台空港等の先行事例の検証や民間ニーズの把握に併せて法的根拠の整理等を進め、必要に応じ所要の措置を講ずる。
- ・公共施設等運営権方式を活用する場合の会計上の処理方法において、更新投資の償却や税金などの費用処理について実務的な観点から整理を行う。
- ・地方公共団体の事業実施に向けて、公共施設等運営権制度における指定管理者制度や地方公営企業法上の取扱い等について、通知の発出やガイドライン・手引き等の改訂等を行う。
- ・水道分野において、既存の事業とイコールフットイングを図るため、既存の制度を公共施設等運営権方式へ適用する仕組みを検討する。
- ・地方道路公社の有料道路事業における公共施設等運営権制度の導入に向けて、「構造改革特別区域の第24次提案等に対する政府の対応方針」（平成26年5月19日構造改革特別区域推進本部決定）に基づき、早期に法制上の措置を講ずる。

## ③制度活用のためのインセンティブ付与

- ・地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について、国・地方による支援の在り方を検討する。
- ・地方公共団体が管理する公共施設等に関して、標準的な整備手法による資産台帳整備やアセットマネジメントのための仕組みづくりについて、達成目標の設定や支援の方策を検討する。

## ④運営権事業推進のための体制強化

- ・関係府省において、法務、会計等の専門人材を民間からの登用を推進するなど、体制の強化を図る。